



かごしまワーケーション 実施支援事業補助金



○ 事業概要

鹿児島への移住を見据えている個人や地域の市町村、企業、団体との連携を検討している県外企業が、県内でワーケーションを実施する際に係る経費を助成します。

1人あたりの
補助上限額

10万円

補助率 1/2

○ 対象者

- (1) 県外在住の個人
- (2) 県内に事業所を有しない県外の企業

○ 対象経費

経費の内容	経費の詳細
宿泊費	本県に滞在している間の宿泊費
住居賃料	本県に滞在している間に発生する住居の賃料
施設利用料	仕事場、会議室として利用する施設の使用料
交通費	公共交通機関利用料及びレンタカーの借り上げ料
執務環境の整備費用	勤務に必要なとなるOA機器、家具などのレンタル費用
その他	知事が特に必要と認める経費

※詳しくは実施要領をご確認ください。

○ 事業内容

補助対象者は、本事業の公募があった日から2025年1月31日（金）までの期間に本県に1週間以上滞在し、以下の事業を実施する必要があります。

- (1) 県外在住の個人
ワーケーション実施前、または実施中に鹿児島県へ移住の相談を行うこと。
- (2) 県外の法人企業
県内の市町村、企業または団体との交流を行うこと。



* 問い合わせ先 *

鹿児島県商工労働水産部
産業人材確保・移住促進課 移住促進係
TEL 099-286-3098 FAX 099-286-3599
MAIL iju@pref.kagoshima.lg.jp



かごしまワーケーション 実施支援事業補助金



申請から補助金交付までの流れ

補助
対象者

①事業計画書等提出
【事業実施（出発日）の20日前まで】

②内示通知

③交付申請

④交付決定通知

⑤変更申請

⑥変更交付決定通知

⑦実績報告

⑧交付確定通知

⑨補助金交付請求

⑩補助金交付

県



* 問い合わせ先 *

鹿児島県商工労働水産部
産業人材確保・移住促進課 移住促進係
TEL 099-286-3098 FAX 099-286-3599
MAIL iju@pref.kagoshima.lg.jp